

建築物の脱炭素化に向けた助言等業務に係る質問及び回答

番号	質 問	回 答
1	<入札説明書 7(2)エ(ウ)> 「消費税及び地方消費税納税証明書(写しても可、3ヶ月以内に発行されたもの)」とあるが納税証明書(その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」についての未納税額ない証明用)の提出でよいか。	法人の方においては納税証明書「その3」または「その3の3」を、個人の方においては納税証明書「その3」または「その3の2」を提出してください。
2	<入札公告 4> 他社との共同実施体制(JV)による入札は可能か。また、業務の一部を他社へ再委託することは可能か。再委託が可能な場合、再委託割合等の上限やその他の要件はあるか。	入札に参加する者としてJVを定めておらず、JVの入札参加は受け付けておりません。また、再委託において、再委託割合上限等の要件を定めたものではありませんがあらかじめ府の承認を受ける必要があります。承認にあたっては、必要性や適正な履行の確保等の観点から可否を判断します。
3	<入札公告 5(エ)(キ)> 入札参加者につき、万が一、提出した委任状記載の者が10月29日(木)の入札に参加できない場合、入札日に別の担当者の名前を記載した委任状を持参し、入札に参加すること可能か。	可能です。ただし、当日持参する委任状で、次のいずれかの者から入札に係る権限を委任されたことを確認できることが必要です。 ① 入札参加資格審査申請書記載の代表者本人 または ② ①から入札に係る権限を委任された者(※) ※この場合、本人から入札権限を委任されたことが確認できる書類も必要(入札参加申請で添付されている場合は持参不要)です。
4	<仕様書 3(1)> アドバイザー派遣希望者について、現時点で京都府において候補となる施設・事業者等の用途がある場合、候補の有無について開示は可能か。	広く公募によるため、候補を示すことはできません。
5	<仕様書 3(1)ア> 「アドバイザー派遣の希望者を募集し、3件以上確保すること」とあるが、想定している支援件数の上限はあるか。	仕様書に示すとおり3件以上であれば問題なく、支援件数の上限は定めておりません。

6	＜仕様書 3(1)イ＞ ZEB 化診断の対象として想定されている建築物について、現時点で想定されている用途、延べ面積等の規模、新築・既存の別はあるか。	広く公募によるため、想定を示すことは現時点ではできません。
7	＜仕様書 3(1)※1＞ 「建築研究所計算支援プログラム (WEB プログラム) の特徴を踏まえた設計方針」について、本業務の受託者が WEB プログラムへの入力・計算を行い、その結果を基に ZEB 化の可否や想定される ZEB ランク等を検討することまで求められるか。 それとも、WEB プログラムの特徴を踏まえた設計方針等について助言することを想定されているか。	WEB プログラムを用いた算定を行い、その結果を踏まえたうえで設計方針についての助言、ZEB 化の可否や想定される ZEB ランク等を検討することを想定しています（機器の選定等の具体的な提案は不要）。
8	＜仕様書 3(1)※2＞ 「エネルギー消費量及びCO₂排出量(現況)」について、電気・ガス等の実際のエネルギー使用実績を基に整理することを想定しているか。 それとも、対象施設の既存図面・設備仕様等を基に WEB プログラム等による計算を行い、現況値を算定することを想定しているか。 または、両方を実施する想定か。	既設建物についてはエネルギー使用実績を用いて WEB プログラムで算定することを想定しています。 新設建物については設計図等に基づいて、WEB プログラムを用いて算定することを想定しています。